

静岡県広域港湾BCP協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「静岡県広域港湾BCP協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、大規模地震災害など広域に影響を及ぼす危機的事象の発生に対し、静岡県内の複数の港湾間の連携によって被災地支援輸送や経済活動維持輸送等の地域の災害対応力の更なる向上を目指すことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関に属する者をもって構成する。

2 関係機関の追加等は、事務局が決定する。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 静岡県広域港湾BCP（以下、「広域港湾BCP」という。）の策定・更新
- 二 関係者個々のBCP（個々の港湾BCP及び関係事業者のBCP等）の策定・変更を支援するための情報提供や調整等
- 三 広域港湾BCPの策定や策定後のマネジメント活動を通じた関係者間のネットワークの強化
- 四 その他、協議会が必要と認める事項

（会議の公開等）

第5条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、議事次第とともに公表するものとする。

（事務局）

第6条 協議会の事務局を、静岡県交通基盤部港湾企画課に置く。

2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。

（参考人からの意見聴取）

第7条 事務局は、必要があると認める時は、関係機関に属する者以外（オブザーバー）に出席を求め、意見を聴取することができる。

（雑 則）

第8条 この規約に定めのない事項については、事務局が協議会に諮って定める。

(附 則)

本規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 静岡県広域港湾BCP協議会関係機関

区分		関係機関名
行政	国	国土交通省 中部地方整備局 清水港湾事務所
		国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局
		海上保安庁 第三管区 清水海上保安部
		海上保安庁 第三管区 下田海上保安部
	県	静岡県 危機管理部 危機政策課
		静岡県 交通基盤部 港湾企画課
		静岡県 下田土木事務所
		静岡県 熱海土木事務所
		静岡県 沼津土木事務所
		静岡県 田子の浦港管理事務所
		静岡県 清水港管理局
		静岡県 御前崎港管理事務所
	市町	熱海市 危機管理課
		伊東市 危機対策課
		東伊豆町 防災課
		河津町 防災課
		下田市 防災安全課
		南伊豆町 防災課
		松崎町 総務課
		西伊豆町 防災課
		伊豆市 危機管理課
		沼津市 危機管理課
		富士市 防災危機管理課
		静岡市 危機管理課
		焼津市 防災計画課
		吉田町 防災課
		牧之原市 危機管理課
御前崎市 危機管理課		